

事業検証における「検証チーム」の設置に関する規定
「検証チーム」の政策アドバイザーに関する規定

企画経営部 経営改革推進課

宝塚市事業検証ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 本市が実施する事務事業について、限られる経営資源でその成果を最大化し、市民や地域に対して説明責任を果たしていくことを目的に、宝塚市行財政経営戦略本部の設置等に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、宝塚市事業検証ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(ワーキンググループの所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 有効性、効率性等を観点とした事務事業の検証に関する事項
- (2) 事務事業の成果指標、実施方法等の改善や方向性に関する事項
- (3) その他座長が必要と認める事項

(ワーキンググループの組織等)

第3条 ワーキンググループは、座長、副座長及びメンバーをもって組織する。

- 2 座長には経営改革推進担当部長をもって充てる。
- 3 副座長は企画経営部長をもって充てる。
- 4 メンバーは、別表第1に掲げる者をもって構成する。
- 5 座長は、必要に応じ事業検証についての有識者等をアドバイザーとして参加させることができる。

第4条 座長は、ワーキンググループを総括する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループの会議)

第5条 ワーキンググループの会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 座長が必要と認めたときは、審議事項に関する関係者に対し、出席を要請することができる。

(報償費の支払い)

第6条 第3条5項の規定によりアドバイザーから助言等を受けた場合、又は、アドバイザーが助言等を行うために必要な、職員からの意見、状況等の聴取を行った場合は、別表第2にて定める報償費を支給する。

(守秘義務)

第7条 第3条5項の規定によりアドバイザーとして参加した者は、指導、助言その他職員との接触等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 ワーキンググループの庶務は、企画経営部政策室経営改革推進課が行う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| | |
|---|-------------------|
| 1 | 財務担当部長 |
| 2 | 総務部長 |
| 3 | 企画経営部次長（経営改革推進担当） |
| 4 | 政策室長 |
| 5 | 行政管理室長 |
| 6 | 政策推進担当課長 |
| 7 | 経営改革推進課長 |
| 8 | 財政課長 |
| 9 | 総務課長 |

別表第2（第6条関係）

| | |
|-----------------|---------|
| 1時間以下の場合 | 5,700円 |
| 1時間を超え、2時間以下の場合 | 11,300円 |
| 2時間を超え、3時間以下の場合 | 17,000円 |
| 3時間を超え、4時間以下の場合 | 22,600円 |
| 4時間を超え、5時間以下の場合 | 28,300円 |
| 5時間を超え、6時間以下の場合 | 33,900円 |
| 6時間を超え、7時間以下の場合 | 39,600円 |
| 7時間を超える場合 | 45,200円 |